

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和3年11月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 13名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 黒澤 ちよ子 3番 高橋 誠一
4番 峠田 一徳 5番 浅野 厚司 6番 渡部 基司
7番 本間 仁一 8番 安達 芳紀 9番 佐藤 一志
10番 小野 博 11番 渡沢 寿 12番 伊藤 圭一
13番 鈴木 正徳
3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 安部 浩二
同 上 事務局長補佐 山内 美穂
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
4. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第15号 南陽市農業委員会組織運営検討委員会の審議結果の報告について
日程第5 報第16号 南陽市認定農業者の認定について
日程第6 報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第7 議第43号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第8 議第44号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
日程第9 議第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第10 議第46号 非農地証明願に対する可否について
日程第11 議第47号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第12 議第48号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第16号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、報第16号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和3年11月2日付け農第740号で、南陽市長から本委員会に対し、11月1日付けで5件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第16号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に日程第6 報第17号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、報第17号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が2件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第17号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページをご覧ください。

1番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計 2,630㎡を所有権移転するため、合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計 2,585㎡を賃借人の申し出により、合意解約するものです。以上です。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第17号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第43号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第43号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転6件、賃借権1件、使用貸借権1件、合計8件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第43号について、ご説明申し上げます。議案書は5ページから7ページになります。
はじめに、5ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。
1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外3筆 田が2,630㎡ 畑が409㎡ 合計3,039㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外1筆 田 合計14,725㎡の持分72分の1について所有権移転したい旨の申出があったものです。こちらは、地区の採草地として管理されているものとなります。
3番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外2筆 田 合計594㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
4番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外3筆 田が3,309㎡、畑が427㎡、合計3,736㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
5番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 118㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
6番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外1筆 畑 合計677㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
次に、6ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。
7番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計2,585㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。
次に、7ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。
8番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外22筆 田が13,777㎡ 樹園地が14,820㎡ 合計28,597㎡を再設定の20年契約となっております。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。
はじめに、議第43号1番、2番の現地調査については、松田繁徳推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

11月22日に、松田繁徳推進委員より、ご報告をいただいております。
1番の案件については、田畑として耕作されていることを確認したと報告いただきました。
2番の案件につきましては、転作の牧草が栽培されておりまして、適正に管理されているとご報告をいただいております。以上でございます。

議長（高橋会長）

次に、3番、4番の現地調査については、高橋茂推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

11月22日に、高橋茂推進委員より、ご報告をいただいております。
3番の案件については、以前から■■■■が自身の所有地と一緒に管理しておりまして、耕作がされていると確認していただいております。
4番の案件につきましては、■■■■が所有する農地でありましたが、管理が少し十分でないところがあったようでございます。今回■■■■のほうで買い受けをしまして、しっかりと管理をするように、また、若干川沿いで低いところもございまして、盛土をして茅なども整備をした上で耕作される見込みであるだろうと報告をいただいております。以上でございます。

議長（高橋会長）

次に、5番の現地調査について、3番高橋誠一委員より、報告をお願いします。

3番
（高橋誠一委員）

11月23日に現地調査をしてまいりました。申請地は全て耕作され、周辺農地への影響が無いことを確認しましたので、ご報告いたします。

議長（高橋会長）

次に、6番の現地調査については、竹田壮芳推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

本日、竹田壮芳推進委員より、ご報告をいただいております。現地調査の結果でございますが、こちらの申請に関しては、現地は敷き砂利がされておりまして、耕作できる状態ではなかったと報告を頂戴しております。

嶋貫農地係長

事務局におきまして、農地法第3条の申請を受け付ける際に航空写真で確認したところ、耕作できる状態なのか不透明な土地でございまして、その旨、受け人の■■■■にお話しを申し上げたところ、畑として耕作するとのことで、耕運機も入れるとの回答もございまして、申請を受け付けましたものでございます。

現地を見たところ、砂利が入っていて、耕せる状態では無く、この申請に対して許可するのはよろしくないのではないかと、この報告をいただいているところでございます。そのご報告の内容も踏まえまして、申請の可否について、ご審議いただきたいと思っております。

議長（高橋会長）

次に、7番の現地調査については、長谷部修推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

11月19日に長谷部修推進委員より、連絡を頂戴しております。申請地は以前アスパラが栽培されておりました、周辺農地へ影響も無く、適正に管理されているとご報告いただいております。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

それでは、始めに、議第43号7番の案件について、審議いたします。

ここで、12番 伊藤 圭一 委員の退席を求めます。

……………伊藤 圭一 委員 退席……………

議長（高橋会長）

これより、本案件について審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

ここで、12番 伊藤 圭一 委員の復席を求めます。

……………伊藤 圭一 委員 復席……………

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより議第43号7番以外の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

4番（峠田一徳委員） 6番の案件について、現地確認で農地としては不適切ということであれば、その部分を分割して審議したほうがいいのではないのでしょうか。

議長（高橋会長） それでは、6番の案件については、分割して審議するということがよろしいのでしょうか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、6番の案件から審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

4番（峠田一徳委員） 農地として使用できないのであれば、農地法第3条の申請というのをおかしいかと思っておりますので、経緯の説明を求め、農地法第5条の申請としたほうがいいのではないかと思っておりますが、事務局の意見をお聞かせいただきたいです。

嶋貫農地係長 峠田委員が仰ったとおりの手続きをご案内したいと考えております。

申請受け付けをした時点でも、古い航空写真では建物があるように見えましたので、非農地要件に該当するのではないかとお話しも差し上げたところでした。実際は建物を解体しまして、更地になっているとのことで、畑として使いたいとの再三のお話しもありまして、現地調査をさせていただき、総会において許可決定すると事前に申し上げております。担当委員より耕作できる状態ではないとの報告も頂戴しておりますので、転用の申請、もしくは、非農地要件に該当すれば非農地、もしくは、耕作するということがあれば砂利を取っていただいて耕運機が入れる程度の耕作地に戻してから再度農地法第3条の申請をいただくか、というところで、申請人にお伝え申し上げて対応したいと思っております。以上でございます。

議長（高橋会長） 今、事務局より説明がありましたが、皆さんの意見をお聞かせいただきたいと思っております。

12番（伊藤圭一委員） 受け付けの段階で、受理したということになりますよね。次からは、申請段階でその旨の話をして要件を満たしてから申請する、というような方向をとったほうがいい案件だと思います。申請の段階である程度判断できる案件であれば、上程しない。今回は事務局が仰るような形で進めて、再度申請をしてもらい、指導する案件かと思っております。

議長（高橋会長） 申請の段階では、農地の状況については分からないため、そのために現地調査があるので、受け付けの段階で判断では難しいのではないかと思います。

4番
（峠田一徳委員） 事務局での確認方法はなにかないでしょうか。

嶋貫農地係長 航空写真では判断しかねる案件ではございました。何枚か航空写真を確認しまして、最新のものですと建物が無く、受け人にも何度か確認しましたが、耕作するつもりだというお話でして、であれば、現地調査もさせていただき、お話し申し上げたのですが、そこで仮受付としまして、事務局で現地を確認して、総会には上程しないという方法も確かにあったと思います。業務の都合で外に出る時間をなかなか取れないといった事情もございまして、そういったことも含めて委員から現地を確認していただくという手続きになりましたが、こういった案件がございましたら、事前に仮受付としまして、事務局で確認した上で、今後は上程させていただくようにしたいと思います。今回は、なかなか現地に行く時間が取れず、事務局の確認不足でした。

また、昨日まで報告いただく予定でしたが、ご報告いただけず、今日の朝慌てて竹田推進委員へご連絡申し上げまして、現地を確認していただいたという経過もございまして、時間的な余裕もなかったという点も踏まえまして、今回の農地法第3条の許可は馴染まないのではないかと事務局側でも想定しておりますので、そこを含み置きいただきまして、審議いただければと思います。

議長（高橋会長） ここで、暫時休憩します。（ときに午後1時52分）

議長（高橋会長） 総会を再開します。（ときに午後1時56分）

議長（高橋会長） 6番の案件については、保留といたします。■■■■と話をしていただきまして、申請するときは手続きいただくことといたします。6番以外の案件につきまして、ご意見、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。お諮りいたします。6番の案件を除いた案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。よって、6番を除いた本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

5 番
(浅野厚司委員)

担当委員が耕作できないと報告があった流れで、担当委員が無理だという話であれば、我々としては無理でしょうと判断するしかないのではないかと思います。それを総会で審議するというのがおかしい話だな、と思います。例えば今後報告のときに、申請の内容と違ったり、今のように農地としては無理だとなったりしたときに、そういう判定を下していくのか、お聞きしたいです。担当委員の意見の効果がなくなるような気もしましたので、そちらについてお聞かせいただければと思います。

嶋貫農地係長

実際の流れとしましては、申請を受け付けさせていただいて、現地を確認して、現地が問題無いということで、委員の皆さんから報告をいただいた上で、許可の可否を総会で議決するという流れになっております。

今回も竹田推進委員から、農地法第3条には不適ではないかご指摘をいただいた意見を基に許可保留という形にさせていただきました、それが不許可かどうかというのは、現状耕せるように戻せば農地法第3条の許可というのは今後可能だと思います。それが、元々耕す気が無く農地ではない状態で取得したいということであれば、転用なり非農地なりの手続きになるという形になりますので、今回、竹田推進委員のご報告を尊重して許可保留という手続きにさせていただいたところでは、委員の方の意見が反映された議決結果と認識しておりますが、いかがでしょうか。

5 番
(浅野厚司委員)

そういった流れであれば、担当委員としての仕事が成立するので、いいと思います。

また、そのあと同じように申請してくる場合ですが、まずは担当委員の方が認めたもの以外、申請は受理しないという形になっていくのかな、とイメージしたのですが、担当委員がだめだと言ったものが、また総会に上程されることになるのか、お聞かせいただきたいです。

嶋貫農地係長

先ほど伊藤委員に回答いたしました内容と同じになりますが、実際は、申請を受け付けさせていただくときに、事務局で許可要件を満たすのかどうかという確認をさせていただいております。

今回の案件については、事務局の確認に対しまして、農地として使いたいという意向が大変強くおありでしたので、それでは現地を確認させていただいて許可の可否を決定させていただくとのことで進めさせていただきました。実際はそこで、事務局で判断しかねるところに関しましては、事前に調査をして議案に入れるかどうかのチェックがあれば、こういった事態にならなかったと思いますが、先ほども申し上げたとおり、事務局で現地を確認に行く時間を取れなかったということもありましたので、今回のような形になりましたが、今後については、そういった案件については事前に事務局で確認をするという形で、例えば、この案件につきまして、もう一度畑としてということであれば、現状畑になっているかどうかを事務局でも確認させていただいて、その後、もう一度現地調査をしていただいて、その上で許可相当と認められるものについては議案に上程して議決をいただくといった流れになろうかと思っております。

議長（高橋会長）

日程第8 議第44号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第44号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法に基づく農地転用許可を受けた農地について、事業計画を変更したい旨の申請が1件ありましたので提案するものであります。

農地法関係事務処理要領に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました議第44号について、ご説明いたします。議案書は8ページをご覧ください。

1番につきましては、平成29年10月14日付けで5条の転用許可になりました件の事業計画変更になります。

当初計画者は、駐車場及び雪押場が必要であったため、転用許可を受けて土地を取得しましたが、予定していた駐車台数が必要でなくなり、冬季間は当初計画のとおり雪押場として利用していますが、現在駐車場とはなっていない状況でございました。

冬季間はこれまで同様に雪押場が必要であり、夏季は、駐車場として整備を予定していたスペースを家庭菜園へ事業計画を変更し、土地を有効活用するため、当初事業計画の変更の申請があったものです。

嶋貫農地係長 なお、こちらの申請につきましては、県から指導がありまして、当初の駐車場としての目的としてでなく使用するのであれば、事業計画を変更するようにと指導を受けたという事情もございまして、申請があったものでございます。以上です。

議長（高橋会長） ここで、議第44号の現地調査について、2番黒澤ちよ子委員より、報告をお願いいたします。

2番
（黒澤ちよ子委員） 11月18日に、私と高橋誠一委員、安部事務局長、嶋貫農地係長の4名で事業計画変更1件の現地調査を行いました。その案件については申請のとおりで、現在、家庭菜園として利用されていることをご報告いたします。以上です。

議長（高橋会長） これより、本案件について、審議に入ります。質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、変更申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案は、変更申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第45号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第45号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第4条第1項の規定により、本委員会に対し1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

- 嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第45号について、ご説明申し上げます。議案書は9ページをご覧ください。
- 1番につきましては、■■■■が、▲▲字▲▲ 田 122㎡について、貸し駐車場として整備するため、申請があったものです。
- 当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。
- 議長（高橋会長） ここで、議第45号1番の現地調査について、3番高橋誠一委員より、報告をお願いします。
- 3番
（高橋誠一委員） 11月18日に、私と黒澤ちよ子委員、安部事務局長、嶋貫農地係長の4名で4条1件の現地調査を行いました。申請地は田んぼに土が盛られており、地盤は非常に固くなっている状態でした。土盛りされていた土も大きな石が入っていたりして、耕作できるような状態ではなかったため、事務局のほうから申請者へ事情の聞き取りをお願いしました。その結果、近くでアパートの建設の際に草刈りなどの管理がし易いように、土を入れて管理してきたということです。耕作できるような状態ではなく、農地法に抵触するという認識に欠け申し訳なく、今後法令を遵守します、との始末書の提出があったことを確認しておりますので、報告いたします。以上です。
- 議長（高橋会長） これより、本案件について、審議に入ります。質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。
- 4番
（峠田一徳委員） 始末書の提出は既に終わっている、とのことで、よろしいでしょうか。
- 嶋貫農地係長 現地調査を18日にしていただきまして、現地を見たところ高橋委員からご説明あったとおりの状況でしたので、早速その日の内に地権者へご連絡申し上げて、その次の週の月曜日には始末書という形で、大変申し訳なかった、と提出をいただいております。以上でございます。
- 9番
（佐藤一志委員） 分かっててするのはいかがなものなのか。始末書を出せばいいと思っているのではないのか。
- 3番
（高橋誠一委員） 本人は法律に抵触することに気付かずに、管理し易いようにやってしまったということで、分かっててしているという認識ではないようです。
- 8番
（安達芳紀委員） 田ではなく畑として利用したいということでもないのですか。

嶋貫農地係長

申請地は、大変小さい土地がぽつんと残ったところで、■■■■の南側のあたりの土地になります。周りにアパートが建ってきて、周辺が土盛りされていて、一部だけ低い土地が残ってしまって管理がしにくい、ということはあったようです。何か建てようとか、車を止めようとかの意図は無かったようで、土盛りすること自体が悪いという認識が無かったようです。申請にいらっしゃったときに、現状何か作付けされているか、確認させていただきました。そうしましたら、転作していて何も植えておらず、たまたま近くの方から駐車場として貸して欲しいと話があったので、申請に来たとのことでした。航空写真上も建物等ございませんでしたので、通常の申請と受付いたしました。が、現地に行ってから大きな石が入っているとご指摘を頂戴いたしました。この状態であれば、トラクターなり耕運機なりが入れる状況では無いとなりましたので、どういった状況なのか確認したところ、低い土地で管理しにくくなったので、土盛りをして草刈りし易いようにした、との話でございました。意図的に違反したということは無かったのではないかと事務局では感じたところがございます。

ご指摘のとおり、始末書を出せばなんでもできるのか、というところが確かにあるかと思えますので、農地パトロールなりで今後怪しいところは確認いただく、というところも委員の皆様をお願いする必要が出てくるのかな、と感じる案件でございました。

なお、土を入れるときには、農地改良届を出していただくことになっておりますので、農地にそのようなことをされてる方がいらっしゃれば、委員の皆様からもご指導いただければ、と思えます。

議長（高橋会長）

そのほか、質疑、意見はございますか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第10 議第46号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第46号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。

事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第46号につきまして、ご説明します。議案書10ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲から願出があったもので、▲▲字▲▲登記地目 畑 9㎡が、平成3年頃、住宅を建築する際に、宅地と一体で整地し、現在に至るものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。以上です。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。議第46号1番の現地調査について、2番黒澤ちよ子委員より、報告をお願いします。

2番（黒澤ちよ子委員） 11月18日に、私と高橋誠一委員、安部事務局長、嶋貫農地係長の4名で非農地1件の現地調査を行いました。その案件については申請のとおりであったことをご報告いたします。以上です。

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

12番（伊藤圭一委員） 今、非農地証明願を出してくるのは、なにか事情があったのでしょうか。

嶋貫農地係長 本案件につきましては、■■■■の入り口付近の土地になります。その近隣を■■■■で転用したところがありまして、南側が通路で、その上の宅地の中にぽつんと畑があったという状況です。この方は3条にも申請がありましたが、所有地の整理をしたいとなったところ、自宅の敷地にわずかな畑があったとのことで、今回、地目変更をして宅地として処分することを検討しての申請になります。

議長（高橋会長） そのほか、質疑、意見はございますか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第11 議第47号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第47号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和3年11月11日付け農第768号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、賃借権設定2件、所有権移転の1件、全3件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 ただ今提案されました、議第47号につきまして、ご説明を申し上げます。議案書は11ページからで、14ページにつきましては、総括表となっております。
14ページをご覧ください。賃借権設定が2件で計画面積が田4,604㎡となっております。また、所有権移転が1件で、計画面積が田2,290㎡、畑1,127㎡の合計3,417㎡となっております。
15ページをご覧ください。賃借権の設定につきまして、今回の賃借権の設定につきましては、中間管理事業によるものでございます。
先月ご説明申し上げましたが、これまでは一旦、賃貸人と中間管理機構とで利用集積計画による賃借権を設定し、さらに中間管理機構と賃貸人との間で利用配分計画による賃借権を設定するという形で、2回の手続きを要しましたが、10月から集積一括方式により利用集積計画で一括して手続きが行えるようになったものです。
1番につきまして、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田2,059㎡外3筆の合計3,304㎡について、新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。
2番につきまして、■■■■外1名とやまがた農業支援センターを介して同じく■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の一部の田1,300㎡について、新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

山内事務局長補佐 次に、16ページをご覧ください。所有権移転の申請1件につきまして、ご説明を申し上げます。

1番は■■■■から、■■■■に、▲▲字▲▲の現況田 247㎡
外3筆の田 2, 290㎡、畑 1, 127㎡の合計 3, 417㎡
を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払方法は、口座振替となっております。以上でございます。

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第12 議第48号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第48号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年11月11日付け農第769号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された農用地利用配分計画案について、同法第19条第3項により意見を求められましたので、別紙のとおり提案するものであります。ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐

ただ今提案されました、議第48号につきまして、ご説明を申し上げます。議案書は17ページからで、19ページをご覧ください。農地の賃借権の移転によるものです。

区域名は全域、借受者は■■■■、貸付者は、■■■■で、▲▲字▲▲の畑 310㎡ 外 1筆の合計 994㎡について賃借権を設定するもので、契約期間は、令和4年1月12日から、終期は従前の契約の残期間となっており、令和8年9月30日までの5年、支払方法は、口座振替となっております。以上でございます。

議長（高橋会長）

これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。よって、令和3年11月18日付け南農委告示第11号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会：ときに午後2時24分)